

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業 補助金交付要綱の事務手続きについて

事務手続きのフローはおおむね以下のとおりです。

1. 県へ交付申請書提出（1月末日まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※予算の執行状況によっては、早期に受付を終了する場合があります。

2. 県から交付決定通知書到着（交付申請から原則30日以内）

○交付決定通知により正式に事業着手することができます。
※交付決定前の契約、支出は補助対象外となります。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは補助対象経費の支払いがすべて完了した日とします。
※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 県へ実績報告書提出 （補助事業の完了又は廃止・中止から20日以内）

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したときは、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月15日までに報告してください。

◎補助金の支払い

※支払い時期、支払いに必要な提出書類については交付決定通知または交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部脱炭素社会推進課

鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7879

電子メール datsutanso@pref.tottori.lg.jp